

凡例 区分・項目の2行目のように、項目の文末は「～に関すること。」で統一されているが、3行目以降では省略。

2行目の下線の部分のように、項目の説明の文末は「ことを意味している。」となっているが、3行目以降は「～こと」までを記し、「を意味している。」は省略。

| 区分・項目 | 説明 |
|--------------------------------|---|
| 1 健康の保持 | 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。 |
| (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 | 体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ることを意味している。 |
| (2) 病気の状態の理解と生活管理 | 自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること |
| (3) 身体各部の状態の理解と養護 | 病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること |
| (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整 | 自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと |
| (5) 健康状態の維持・改善 | 障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること |
| 2 心理的な安定 | 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している。 |
| (1) 情緒の安定 | 情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること |
| (2) 状況の理解と変化への対応 | 場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること |
| (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲 | 自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること |
| 3 人間関係の形成 | 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している。 |
| (1) 他者とのかかわりの基礎 | 人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること |
| (2) 他者の意図や感情の理解 | 他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること |
| (3) 自己の理解と行動の調整 | 自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること |
| (4) 集団への参加の基礎 | 集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること |
| 4 環境の把握 | 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している。 |
| (1) 保有する感覚の活用 | 保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること |
| (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 | 障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること |

| 区分・項目 | 説明 |
|--------------------------------------|---|
| (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 | 保有する感覚【h21「感覚器官」から改訂】を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすること |
| (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 | いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること |
| (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 | ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること |
| 5 身体の動き | 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示している。 |
| (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 | 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること |
| (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 | 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること |
| (3) 日常生活に必要な基本動作 | 食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること |
| (4) 身体の移動能力 | 自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること |
| (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行 | 作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること |
| 6 コミュニケーション | 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示している。 |
| (1) コミュニケーションの基礎的能力 | 幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること |
| (2) 言語の受容と表出 | 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること |
| (3) 言語の形成と活用 | コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること |
| (4) コミュニケーション手段の選択と活用 | 話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること |
| (5) 状況に応じたコミュニケーション | コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること 【基本的に内容は近似しているが、文章の順番が改定されている】 |

| | |
|--|-------------------|
| | 平成21年版で新たに加わった項目 |
| | 平成29年版で加筆・修正された説明 |
| | 平成29年版で新たに加わった項目 |